

第七十二回 参議院内閣委員会 會議録第三号

昭和四十九年二月十四日(木曜日)

午前十時三十五分開会

委員の異動

十二月十五日

辞任

中西 一郎君

補欠選任

田中 茂穂君

十二月十九日

辞任

宮崎 正義君

補欠選任

塩出 啓典君

十二月二十日

辞任

中村 利次君

補欠選任

藤井 恒男君

十二月二十四日

辞任

星野 重次君

補欠選任

矢野 登君

一月七日

辞任

矢野 登君

補欠選任

星野 重次君

一月十九日

辞任

藤井 恒男君

補欠選任

中村 利次君

一月二十一日

辞任

片岡 勝治君

補欠選任

戸叶 武君

二月十三日

辞任

鶴岡 哲夫君

補欠選任

村田 秀三君

二月十四日

辞任

岩間 正男君

補欠選任

星野 力君

辞任

今 春聰君

補欠選任

柴立 芳文君

田中 茂穂君

古賀雷四郎君

出席者は左のとおり。

委員長

寺本 広作君

理事

岩間 正男君
岡本 恒君
中山 太郎君
山崎 昇君
楠 正俊君
古賀雷四郎君
柴立 芳文君
星野 重次君
戸叶 武君
村田 秀三君
宮崎 正義君
星野 力君

委員

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

国務大臣

二階堂 進君

国務大臣

国務大臣(内閣官房長官)

す。

さて、第七十二回国会における内閣委員会の御審議に先立ち、行政組織及び行政運営の改善に関する諸問題について、その基本的な考え方を御説明申し上げます。

わが国は、昨年末の石油危機を契機として、物価の高騰、石油をはじめとする資源問題など内外ともにきびしい局面に立たされております。このため政府は、国民生活安定のための所要の対策を講じてきておりますが、これらの円滑な実施を推進するため、機動的かつ効率的な行政運営をはかつていくことが緊要であります。

現在、御審議をいただいております昭和四十九年度予算案の編成にあたりましては、総需要の抑制をはかることを基本方針として、国民生活の安定等に配慮しつつ財政規模の拡大を極力抑制いたしておりますが、当庁におきまして、昭和四十九年度の行政機構及び定員等の審査にあたりましては、このようなきびしい客観情勢にかんがみ、真に必要なものを除き、機構の新設及び定員の増加を厳に抑制することといたしました。

まず、行政機構につきましては、局の新設は一切認めず、部につきましては時代の要請に即応するものとして、科学技術庁、環境庁及び中小企業庁に計三部の設置を認めましたが、いずれも既存機構の振りかえによって対処することとしたしております。

特殊法人につきましても、スクラップ・アンド・ビルドの原則のもとに、真にやむを得ないものとして、宅地開発公社、農用地開発公社及び国際協力事業団の三法人の設置を認めるといたしました。したが、これに対応して、農地開発機械公社、海外技術協力事業団及び海外移住事業団の三法人の廃止、改組等の措置をとることとした結果、特殊法人の総数は昭和四十八年度と同数になっております。

また、定員につきましては、既定計画に基づく削減を行ない、その範囲内で新規の増員要素に対処し、もって総定員の縮減をはかるという方針の

もとに審査いたしました結果、縮減数は二千人をこえるものとなっております。

これらの行政機構等の改正につきましては、国会で関係法律案の御審議を仰ぐことといたしておりますので、よろしく御配慮のほど、お願い申し上げます。

次に、監察業務につきましては、今日の事態に対処し、国民生活の安定に資する等効果的な運営をはかる必要があります。したがって、特に物価対策等に重点を置くほか、国民生活に直接結びついた政府の重要施策を機動的に取り上げ、これらの施策の浸透とその運営の改善につとめてまいる所存であります。また、許可、認可等各行政機関に共通する制度の運営につきまして、その簡素合理化を推進し、社会の要請に対応した行政の近代化を進めていく考えであります。

さらに、各地域で発生する行政上の問題及び一般住民の行政苦情については、当庁の全国組織を十分に活用して、国民の立場に立って、積極的にその改善、解決につとめてまいる所存であります。

最後に、昭和四十九年度におきましては、公害対策等の重要性にかんがみ、環境庁の要請にこたえて、当庁の地方支分部局において、地方における環境問題の実情調査、情報収集及び行政苦情の受け付け等環境庁の現地的事務の一部を実施する予定にいたしております。

これにつきましては、今国会に所要の措置を盛り込んだ環境庁設置法及び行政管理局設置法の一部を改正する法律案を提出いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、御説明いたしました。これらの実施にあたりましては、行政監視委員会の意見を十分に尊重し、また、民意の反映にも留意して、国民の信頼にこたえ得る行政の実現を目ざして最善の努力を傾ける所存であります。

委員各位におかれましては、一そうの御理解と御支援をお願い申し上げます。

○委員長(寺本広作君) この際、行政管理局次官から発言を求められておりますので、これを許します。小澤行政管理局次官。

○政府委員(小澤太郎君) 行政管理局次官の小澤太郎でございます。どうぞよろしく御願いいたします。

○委員長(寺本広作君) 引き続き、行政管理局関係の補足説明を聴取いたします。平井行政管理局長。

○政府委員(平井通郎君) ただいま長官から御説明申し上げました昭和四十九年度の行政機構及び定員等の改正につきましては、補足して御説明を申し上げます。

昭和四十九年度の機構、定員等の審査にあたりましては、総需要の抑制をはかる必要があるきびしい客観情勢にかんがみ、真にやむを得ないものを除き、機構の新設及び定員の増加を厳に抑制することとしたので、その内容はきわめてきびしいものとなっております。

まず、その概要につきましては、お手元の資料「昭和四十九年度機構・定員等改正の概要」に即して御説明申し上げます。第一に、機構につきましては、外局等の要求はなく、局については、新設要求十五に対してこれを一切認めず、部については、新設要求九に対して三の新設を認めるといたしました。したが、いずれも既存機構の振りかえ等によって対処いたしております。また、法律上の職につきましては、新設要求が十一ございまして、これを一切認めず、むしろ他の官職への振りかえ財源に充てましたので二の減となっております。

第二に、特殊法人につきましては、要求十四に対して新設三を認め、これに対応して三を廃止することとしたので、特殊法人総数は四十八年度と同数の百三十三となっております。

第三に、定員についてでございますが、まず計画削減の対象となる定員について申し上げますと、計三万四千九百二十五人の増員要求がござい

ましたが、これに対して、計の増減欄にございすように一万一千九百五十人の増員を認め、一方において一万四千三百二十三人の計画削減を行なっておりますので、差し引き二千三百七十三人の縮減がはかられ、四十九年度末定員は八十八万八千三百五十四人となっております。

その内訳を御説明いたしますと、このうち総定員法の最高限度規制の対象となるいわゆる非現業の職員(定員)につきましては、二万四千四百四十八人の要求に対し、増減欄にございすように七千六百三十人の増員を認めましたが、一方七千八百二十四人の計画削減を行なっておりますので、差し引き百九十四人の減員となり、四十九年度末定員は五十一万一千五百四十三人となっております。

また、五現業の職員の定員につきましても、九千六百九十九人の要求に対し三千七百七十三人の増員を認めましたが、一方六千二百一十一人の削減を行なっておりますので、差し引き三千四百六十八人の減員となり、四十九年度末定員は三十六万六千六百四十二人となっております。五現業の関係につきましても、表のカッコ書きにもございすように、郵政事業関係の定員がその大部分を占めております。次に、地方自治法附則第八条等に定める地方事務官等の定員でございすので、これにつきましても、千七百八十八人の要求に対し、車検登録、社会保険関係等の要員として五百四十七人の増員を認めましたが、一方二百八十八人の削減を行なっておりますので、差し引き二百五十九人の増となっております。また、沖縄の復帰に伴う特別措置法に基づく政令定員、すなわち沖縄県に置かれる国の地方支分部局等の定員につきましても、特措法政令定員と書いてございすので、五百四十三人の要求に対して、来年度中に米軍からの引き継ぎが予定されている沖縄の航空路管制要員等二百六十七人の増員を認めましたので、四十九年度末定員は七千九百九十九人となっております。なお、自衛官につきましては、増員を認めておりません。このようにいたしまして定員全体について見ますと、合計欄にございすように、四十八年度

未定員百十六万三千五百二十五人が四十九年度末には百十六万一千四百九十九人となり、計二千六百人の縮減がはかれることになるわけでございます。

次に、機構等の改正の内容及びつきまして、簡単に御説明させていただきます。お手元の資料2「昭和四十九年度機構等審査結果（法律事項）」をごらんいただきたいと思いますが、まず部につきましましては、科学技術庁の原子力局に安全部の設置を認めましたが、これは今日、世界的なエネルギー危機に直面して原子力エネルギーの利用促進が叫ばれており、原子力の安全審査をはじめとする原子力の安全性確保のための体制を整備する必要があるからでございます。これにつきましては、部設置の振りかえ財源として技術系の次長一人を廃止することとしております。次に、環境庁につきましては、前国会において成立いたしました公害健康被害補償法の施行に伴い、補償給付水準の設定、賦課金の算定、その他汚染物質による健康被害の調査等の事務が新規に増加いたしますので、長官官房審議官の振りかえにより企画調整局に環境保健部の設置を認めることとしていたしております。また、中小企業庁につきましては、全国の企業者の八割強を占める小規模企業者に対する金融、経営改善指導、その他の諸施策を一体的に推進するため小規模企業部の設置を認め、その振りかえ財源として通産本省の大臣官房参事官二を廃止することとしていたしております。

次に、法律上の職につきましては、この表にございますように、他の官職への振りかえ財源に充てるため二つ廃止されることとなっております。次いで、審議会等、付属機関等及び地方支分部局等がございしますが、このうちおもなものとしたしましては、付属機関等の中で、旧赤坂離宮を改築して今春開設が予定される迎賓館、ニューギニアのポートモレスビーに設置予定の総領事館、医科大学三校の設置をはじめとする国立学校の設置、改廃等がおもなものでございます。また、地方支分部局として、沖縄地区の航空路管制を実施

するための那覇航空交通管制部の新設などがございします。これらにつきましては説明を省略させていただきます。また、特殊法人について簡単に御説明申し上げます。

まず、農用地開発公団でございますが、これは最近における農畜産物需給の動向にかんがみ、その安定的供給をはかるため、畜産を基軸とする大規模農業開発を推進するものとして、その設置を認めたものであります。本公団の設置に伴い農地開発機械公団をこれに吸収することとしていたしております。次に、わが国を取り巻く国際環境にかんがみ、国際協力の一元的、かつ効率的な推進をはかるため国際協力事業団の設置を認めましたが、これに対応して海外技術協力事業団及び海外移住事業団の二法人を改組吸収することとしていたしております。また、最近の宅地事情等にかんがみ、三大都市圏において総合的な都市機能を有する新市街地の形成と、これに伴う宅地の大量供給を行なわせるため宅地開発公団の設置を認めたわけでございます。このようにして、特殊法人につきましても、全体としていわゆるスクラップ・アンド・ビルドの原則を貫き、総数の増加を抑制した次第でございます。

次に、お手元の資料3は定員関係の内訳資料でございます。定員法令別に各省庁の定員の増減状況等が計上されておりますが、改正の概要等につきまして先ほど御説明いたしましたので、細目説明は省略させていただきます。

以上のとおり、昭和四十九年度の行政機構及び定員等につきまして審査をし、政府として決定した次第でございます。

これをもちまして行政管理局関係の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（寺本大作君） 次は、行政監察局関係の補足説明を聴取いたします。大田行政監察局長。

○政府委員（大田宗利君） 行政監察局の業務の実施状況につきまして、補足して御説明申し上げます。

まず、行政監察業務につきましては、お手元に

差し上げてございます資料4「行政監察結果に基づき勧告の実施状況」について御説明申し上げます。これらの勧告は、昭和四十八年中に行政監察を実施した結果、改善を要すると認められた事項につきまして、それぞれ関係省庁に對しまして勧告を行なったものでございます。

勧告の内容につきましては、都市における中高層建築物及び地下街等の火災における甚大な人命被害の現状にかんがみ、これが改善対策を勧告したもの、また致命的な人命被害を生ずる航空事故の安全対策について勧告したもの、老人対策、精神衛生対策など社会福祉の増進に關して所要の改善措置を勧告したものがそのおもなものでございます。このほか、地方における各種開発事業の進展に伴って社会問題となっており、自然環境の破壊について、各地域における開発行為の適正化などについても勧告を行なっております。

なお、個々の勧告事項につきましては、お手元の資料5「行政監察結果に基づく勧告要旨」を差し上げてございしますので、省略させていただきます。

次に、行政相談業務につきましては、お手元の資料6にもありますとおり、昭和四十七年度における行政相談の受付件数は十三万八千三百八十六件、昭和四十八年度上半期で五万八千三百二十九件となっております。国民の行政に対する要請がますます増大し、かつ多様化しつつある今日、行政相談事業は今後ともさらに増加するものと思われまが、特にこの種の国民の行政苦情については、そのあつせん解決に一そうの努力を続けてまいりたいと考えております。

次に、今後における行政監察業務の運営について御説明申し上げます。最近における物価の高騰、その他生活物資の一部について国民の生活に不安感を与えている現状にありますので、行政監察局におきましてもこれを重視し、当面政府の重要施策である国民生活安定緊急対策の推進に重点を置き、積極的にこれに取り組んでいるところでございます。

以上、簡単にございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（寺本大作君） 本件に關する本日の調査はこの程度といたします。

○委員長（寺本大作君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、田中茂穂君が委員を辞任され、その補欠として古賀重四郎君が選任されました。

○委員長（寺本大作君） 次に、国防衛に關する調査を議題といたします。

昭和四十九年度防衛庁関係予算について、防衛庁長官から説明を聴取いたします。山中防衛庁長官。

○國務大臣（山中貞則君） お許しを得まして、改造後留任のあいさつをいたしたいと思います。私がお願いしたいと思っております。政務次官も私に続いてお願いしたいと思います。

○委員長（寺本大作君） どうぞ。

○國務大臣（山中貞則君） では、お許しを得まして、先般の改造により再び防衛庁長官として留任いたしました。今日まで御指導、御叱正をいただきました。今日まで御指導、御叱正をいただきました。今後とも変わりがなく御指導を賜りますようお願い申し上げます。

次に、政務次官に一言あいさつをお許し願います。

○政府委員（木野晴夫君） 防衛政務次官の木野晴夫でございます。委員会の諸先生には何かとお世話になると思ひますが、よろしくお願い申し上げます。

○國務大臣（山中貞則君） 昭和四十九年度防衛庁予算案について、その概要を御説明いたします。

一 まず防衛本庁について申し上げます。

(一) 昭和四十九年度の防衛本庁の歳出予算額は九千八百五十三億六千万円で、前年度の当初予算額に比べますと一千三百四億五千三百万円が増加となっております。

次に、新規の経費は、昭和四十九年度甲型警備艦建造費等二百八十七億六千五百万円、国庫債務負担行為は、航空機購入、艦船建造、装備品等整備、研究開発等で二千三百七十七億八千万円を要求しております。

(二) 次に、防衛本庁の予算案の内容について申し上げます。

昭和四十九年度予算においては、最近における経済情勢等を考慮し、厳に抑制的なものとするという方針のもとに、第四次防衛力整備五カ年計画の第三年度として防衛力の整備を進めることとしたしておりますが、特に重点を置いた事項は次のとおりであります。

第一に、隊員の処遇改善のための諸施策を強化することとし、このため、任期制隊員の特別退職手当の増額をはじめとして、人事諸施策の改善をはかるとともに、営舎内における生活環境改善等の諸施策を推進することとしております。

第二は、衛生施策の推進であり、特に本年四月開校する防衛医科大学の整備をはじめ、所要の経費と定員を要求しております。

第三に、防衛力を広く国民の基盤に立脚したものにするため、災害派遣、その他の民生協力活動を積極的に実施し得るよう、救難航空機の調達、施設器材の整備等を行なうこととしております。

第四は、環境保全対策の推進であり、汚水処理装置等所要の施設の整備をはかるための経費を要求いたしております。

第五に、陸上部隊装備、艦船、航空機の主要装備については、総需要抑制の方針に配慮しつつ所要の整備を行なうこととしております。

(三) 以下機関別に内容を申し上げます。

1 陸上自衛隊の歳出予算額は四千三百六十億六千四百万円、国庫債務負担行為は三百五十四億六千二百万円となっております。

おります。

次に、航空機については、練習ヘリコプター十機、観測ヘリコプター十五機、多用途ヘリコプター十一機、輸送ヘリコプター二機、連絡偵察機一機、合わせて四十一機の購入を予定しております。

2 海上自衛隊の歳出予算額は二千三百八十九億九千三百万円、国庫債務負担行為は六百四十億八千六百万円、継続費は二百八十七億六千五百万円であります。

その主要な内容については申し上げますと、まず、艦船については、護衛艦二千五百トン型一隻、千五百トン型一隻、潜水艦一隻、中型掃海艇一隻、輸送艦一隻、支援船十二隻、合わせて十九隻、九千四百八十トンの建造を予定しております。

次に、航空機については、対潜哨戒機八機、対潜飛行艇二機、初級操縦練習機三機、計器飛行練習機一機、対潜ヘリコプター六機、掃海ヘリコプター一機、救難ヘリコプター一機、合わせて二十二機の購入を予定しております。

3 航空自衛隊の歳出予算額は二千八百億、国庫債務負担行為は一千三百三十二億四千八百万円となっております。

その主要な内容については申し上げますと、航空機については、輸送機十三機、高等練習機二十二機、救難捜索機二機、救難ヘリコプター二機、合わせて三十九機の購入を予定しております。

4 内部部局、統合幕僚会議及び付属機関の歳出予算額は三百三十三億五百万円、国庫債務負担行為は六十九億八千五百万円となっております。

主要な内容は、防衛医科大学の経費、各種装備品の研究開発費、その他各機関の維持運営に必要な経費であります。

以上のうち、七四式戦車(仮称)四十両の調達、護衛艦(二千五百トン型)一隻の建造については、昭和四十七年十月九日に閣議決定された「文民統制強化のための措置」に基づき、

国防会議にはかり決定されたものであります。

二 続いて防衛施設庁について申し上げます。

(一) 昭和四十九年度の防衛施設庁の歳出予算額は一千七百五十八億七千万円で、前年度の当初予算額に比べますと二百七十一億八千万円の増加となっております。

新設の国庫債務負担行為は提供施設整備で八十六億七千万円を要求しております。

(二) 次に、防衛施設庁の予算案の内容について申し上げます。

昭和四十九年度予算の重点施策として、最近の基地をめぐる諸般の情勢にかんがみ、周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に資するため、生活環境施設等の整備を強化することとし、現行周辺整備法にかえて新法律の制定をはかることとしたほか、駐留軍施設の整理統合の推進、駐留軍従業員の福利厚生、離職者対策等の充実をはかることとし、所要の予算を計上しております。

(三) 以下各項目別に内容を申し上げます。

1 調達業務管理事務費については、駐留軍従業員の雇用の特殊性にかんがみ、特別給付金の支給額の改定、沖縄における福祉会館建設費の補助並びに離職者対策費補助金及び健康保険組合補助金の増額等を含み四十三億二千百万円を計上しております。

2 施設運営等関連諸費については九百三十六億八千四百百万円で、前年度当初予算額に比べますと二百五十一億五千百万円の増加となっております。

このうち、基地周辺対策事業については、基地問題の実態に有効に対処し得るよう、新立法による特定防衛施設周辺整備調整交付金五億円を含め四百三十七億四千六百万円を計上しております。

また、駐留軍施設の整理統合に要する経費として歳出予算に八十三億四千二百百万円を計上しているほか、国庫債務負担行為に八十六億七千万円を計上しております。

3 その他相互防衛援助協定交付金六千百万円、一般行政事務に必要な防衛施設費九十五億二千百万円を計上しております。

以上申し述べました防衛本庁、防衛施設庁予算に国防会議予算を加えた昭和四十九年度防衛関係費は一兆九百三十億二千四百百万円となり、前年度に對して一千五百七十五億六千万円、一六・八%の増加となります。

以上をもつて防衛本庁及び防衛施設庁の予算案の概要説明を終わります。

○委員長(寺本広作君) 引き続き補足説明を聴取いたします。小田村経理局長。

○政府委員(小田村四郎君) お手元にごさいます「昭和四十九年度予算要求の概要」に基づきまして、防衛本庁予算案の補足説明をさせていただきます。

まず、第一ページでございますが、第一ページには防衛関係費の規模を記載してございます。一番上の欄にございますように、四十九年度の防衛関係費予算は一兆九百三十億、上にカッコがございますのが後年度の負担額でございます。前年度に對して一千五百七十五億円の増加、伸び率にいたしまして一六・八%の増加ということになっております。

防衛本庁は九千八百五十四億円、一千三百五億円の増でございますが、伸び率は一五・三%、防衛施設庁は一千七十六億円、対前年度二百七十二億円の増でございます、伸び率は三三・八%ということになっております。なお大蔵省、これは特定国有財産整備特別会計への一般会計からの繰り入れでございますが、四十九年度はございません。以上合計が一兆九百三十億円に相なるわけでございますが、その国民総生産及び一般会計歳出に対する割合が下の4のとらにごさいます。対GNP—これは政府の経済見通しに基づく四十九年度の国民総生産見込みでございますが、これに對する比率は〇・八三%でございます。対前年度の当初見込み〇・八五%よりも〇・〇二%下がっております。それから一般会計歳出に對する比率につきましても、同様に前年度の六・五五%から六・三九%に低下しておるわけでございます。

次に、第三ページに入らせていただきます。三

しておりますが、その減少された中でも隊舎の内壁塗装等に関連いたします特別修繕の経費を計上いたしまして、できるだけ明るい隊舎への改善をはかりうと考えるわけでございます。

次に、一ページに入らせていただきますが、隊員の確保と防衛基盤の拡充につきましては、広報経費、募集経費、それぞれ増額をはかっております。衛生施策につきましては、防衛医科大学校の

す。衛生施策につきましては、防衛医科大学校の整備、それから医療施設、備品等の整備によりまして、前年度よりも相当の増額をはかつておるわけでございます。航空保安対策につきましては、管制機能、気象観測機能、基地及び周辺の保安対策、航空機の安全対策等につきましては、前年度に引き続きその整備をはかることとしたしております。

次に、一二ページでございますが、民生協力機能の充実ににつきましては、救難航空機を新規に五機調達いたすことによりまして、四十八年度に二個連隊認められました普通科連隊につきましては新設に十八個連隊にこれを装備することによりまして、民生協力機能の充実ははかろうとしている次第でございます。環境保全対策といたしましては、水質汚濁の防止、これは污水处理装置の整備等でございますが、その額を約倍増いたしますと同時に、前年度に引き続きまして、海洋汚染の防止のために汚物の浄化装置あるいは流出油の防除のための資材等の整備をはかることにしておるわけでございます。

次に、装備関係でございますが、一二ページ以下に記載してございます。装備の新規の調達につきましては、第四次防衛力整備計画の主要項目に

基づきまして、逐年その整備をはかることにいたしておるわけでございますが、四十九年度におきましては、最近の経済情勢にかんがみまして、これも極力抑制することにしたしております。特に昨年の末の国防会議議員懇談会におきまして、当初防衛庁として予定いたしましたヘリコプター搭載の護衛艦DDH、それから航空自衛隊の

支援戦闘機FST2改、さらに陸上自衛隊におき
ます百五ミリの自走りゅう弾砲、そのようなもの
の調達を次年度に繰り延べるという決定をいたし
まして、また新戦車の調達につきましては、三年
間の一括調達を一年分の調達にとどめるというよ
うな決定が下されたわけでございます。

まず、陸上部隊の装備でございますが、ここ
にございますように、新規分としては百二十一億八
千五百万円ということで、前年度よりも若干の減
少になっておるわけでございます。新規分の内訳
はその下のほうにございますが、この中で、新し
い装備は先ほど申し上げましたように七四式戦車
(仮称)の調達でございます。これは従来の六一
式戦車にかえて、百五ミリの戦車砲を搭載す
るわが国で新しく開発した戦車を四十九年度から
量産にとりかかろうという経費でございます。

次に、艦船につきましては一五ページに記載し
てございます。一五ページの総括表にございませ
うに、新規分の調達の歳出予算額は十九隻、三十
五億五千五百円でございまして、やはり前年度に
比較いたしまして十五億円程度の減少になってお
ります。新規分の内訳でございますが、甲型警備
艦、乙型警備艦、潜水艦各一隻、それから中型掃
海艇三隻、輸送艦一隻ということでございまし
て、その自衛艦の合計は七隻、八千九百四十ト
ンでございます。これは四十八年度、前年度に比
較いたしまして二千六百七十トンの減少というこ
とに相なっております。

それから次に、航空機につきまして一六ペー
ジに記載してございます。航空機の新規分の歳出総
額は九十六億七千二百万円でございますが、この
うち増加の大きいものは航空自衛隊の航空機で
ございます。これは四十八年度の航空自衛隊の調達
の主要なものがF4EJ二十四機でございました
のに対して、四十九年度はT2及びC1のそ
れぞれ第二次の調達が増加しておりますため
に、航空自衛隊の歳出予算額が増加しておるわけ
でございます。その内訳は一七ページに記載して
ございます。ただいま申し上げましたように、航

空自衛隊におきましては、輸送機C1十三、高等
練習機T2二十二機を四十九年度に調達をいたし
たい、かように考えております。

一八ページは、地対空誘導弾、ナイキ、ホーク
及び弾薬の金額でございますが、いずれも新規分
は前年度に比較いたしまして減少をいたしてお
ります。

次に、一九ページが研究開発の推進につきま
して記載してございます。総額で百二十二億円、ほ
ぼ前年度と同額になっております。このうち新規
のものとしたしましては、中ほどにございませ
うに、二十七ミリの空対地ロケット、これは新しい支援
戦闘機FST2改に搭載いたしますところの対地
支援用のロケットの開発に四十九年度からとりか
かろうというものでございます。なお、その上
にございませう新型戦車回収車は、七四式戦車が故
障が起きましたときにこれを回収するための回収
車でございますが、これは四十七年度からの継続
でございまして新規のものではないでございます。

以上をもちまして防衛本庁予算案の補足説明を
終わらせていただきます。次に、防衛施設庁所管に
ついて補足説明を聴取いたします。安斉総務部
長。

○政府委員(安斉正邦君) 防衛施設庁の「予算要
求の概要」という冊子がお手元でございます。こ
れの一ページをおおきくいただきます。

昭和四十九年度一般会計歳出予算につきまして
は、中段にありますように一千七百五十八億七千七
百円でありまして、前年度当初予算に対する伸び
率は、右側にございませう三三・八％であります。

(項)防衛施設庁は、防衛施設庁における一般行政事
務費でありまして、ベースアップに伴う人件費の
増等を含め九十五億二千一百万円を計上してあり
ます。(項)調達事務管理事務費は、駐留軍に對する
業務の調達を都道府県へ委託するための経費並び
に駐留軍従業員の離職対策及び福祉対策等に要す
る経費でありまして、特別給付金の支給額の増及
び沖縄における福祉会館建設の補助等を含め四十

三億二千一百万円を計上しております。(項)施設運
営等関連諸費は、防衛施設にかかわる周辺対策及
び用地等の借料、各種補償に要する経費並びに駐
留軍施設の移転集約に要する経費であります。周
辺対策については、現行防衛施設周辺の整備等に
関する法律にかえて新たな立法を行なうことに伴
う経費及び沖縄における基地の整理縮小のための
いわゆるリロケーション経費、用地借料の適正化
に伴う経費について、それぞれ所要の増を含め九
百三十六億八千四百万円を計上しております。(項)
相互防衛援助協定交付金は、日米相互防衛援助協
定に基づき在日相互防衛援助事務所の行政事務費
に要する経費でありまして、六千一百万円を計上
しております。

次に、特定国有財産整備特別会計は百二十億一
千二百万円でありまして、前年度当初予算に對す
る伸び率は一〇・一％であります。この特別会計
は、基地の返還あと地、すなわち国有地の処分を
財源として代替施設を取得する目的のものであり
まして、関東地区の米空軍施設の集約及び横浜住
宅地区の集約等がおもな内容となっております。

次に、二ページをあけていただきます。昭和四
十九年度国庫債務負担行為は、一般会計及び特定
国有財産整備特別会計を合わせまして、総額二百
四十億六千八百万円となっております。このうち
一般会計は八十六億七千万円でありまして、内容
としては、那覇海軍航空施設二十八億円、那覇空
軍海軍補助施設三十三億六千万円、牧港住宅地区
二十五億六千四百万円の移設に要する経費であり
ます。また、特定国有財産整備特別会計は百五十
三億九千八百万円でありまして、内容としては、
関東空軍施設百六億九千五百万円、横浜海浜住宅
地区等四十七億三百万円の移設に要する経費であ
ります。なお、総額の二百四十億六千八百万円の
うち、昭和四十九年度の歳出分は七十七億八千九
百万円でありまして、後年度負担分は百六十二億
七千九百万円となっております。

次に、三ページをお願いいたします。昭和四十
九年度の定員は、増大する建設工事等に要する定

員として四十五名の増員をしておりますが、他
方、第二次定員削減計画に基づきます五十二名の
減員があるために、差し引き七名の減員となつて
おります。この結果、昭和四十九年度末の防衛施
設庁の定員は三千四百九十六名となります。

次に、四ページをお願いいたします。昭和四十
九年度の基地対策経費の歳出予算は、一般会計及
び特定国有財産整備特別会計を合わせまして一
億二千八百八十万円でございまして、前年度当初
予算に對する伸び率は三三・三％となっております。このう
ち一般会計の歳出予算は九百六十億一千六百万
円でありまして、前年度当初予算に對する伸び率は
三六・六％となっております。またこのほか、カッ
コ内に掲げられておるとおり、国庫債務負担行為
にいたしまして、一般会計及び特別会計を合わせ
二百四十億六千八百万円を計上しております。

基地対策経費のうち、その骨幹をなすいわゆる
周辺対策経費は四百三十七億四千六百万円であ
りまして、前年度当初予算に對する伸び率は一六・
八％となっております。周辺対策につきましては、
昭和四十八年度までは防衛施設周辺の整備等に
関する法律によりその対策を講じてまいりました
たけれども、昭和四十九年度におきましては、新
たに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法
律についての御審議をお願いし、その制定を得た
上で、防衛施設周辺の地域社会の特性に即した生
活環境等の整備及び防衛施設が所在することによ
る地域社会のこうむる負担の軽減につきまして、
より一層の強化をはかっていきたいと考えてお
ります。

次に、各項目別に申し上げますと、障害防止事
業は、自衛隊等の特定の行為により生ずる障害を
直接に防止、軽減するための事業であります。代
表的な例といたしましては、河川の改修、砂防堰
堤の設置等でありまして、昭和四十九年度予算は
八十一億九百万円を計上しております。騒音防止
事業は、航空機等の騒音を防止、軽減するため、
学校、病院、個人住宅等の防音工事を行なう事業

でありまして、予算は百六十九億二千九百万円を計上しております。道路改修事業は、自衛隊等の車両の通行に伴う道路の舗装、改良等を行なう事業でありまして、予算は五十一億七千六百万円を計上しております。

前年同額のところは飛ばします。次はちょっと変わっております。民生安定助成事業は、防衛施設周辺の地域に対するいわゆる生活環境施設等の整備に要する経費でございます。予算は八十七億七千六百万円を計上しております。

次に特定防衛施設周辺整備調整交付金は、新たな法律に基づく事業でありまして、防衛施設の設置または運用によりその周辺地域に特に大きい影響を与えているものを特定防衛施設として指定し、その関係市町村が公共用の施設の整備をする場合、その費用として交付金を交付するというものであります。予算は五億円を計上しております。次の安全措置の事業は、特定飛行場等の周辺の航空機による音響等の障害の軽減に資するための措置でございます。予算額は四十一億七千五百万円でございます。次の施設周辺の補償、これは自衛隊等の特定の行為による事業経営上の損失について国が補償するものであります。予算は八千一百万円を計上しております。

次に、駐留軍施設の移転集約について申し上げます。これは市街化地域の基地の返還を積極的に推進するためのいわゆるリロケーション工事に要する経費であります。歳出予算八十三億四千二百百万円及び国庫債務負担行為八十六億七千万円を計上しております。事業のおもなものは、沖縄における事業といたしまして、那覇海軍航空施設七十三億八千八百万円、那覇空軍海軍補助施設三億七千一百万円、牧港住宅地区二億九千八百万円等のものが含まれております。

次に、補償経費等の充実に要する経費は四百十五億九千六百万円でありまして、防衛施設用地等の借り上げに要する経費、漁業補償に要する経費、地方公共団体委託費、その他のものになっております。

次に、基地従業員対策の強化は、駐留軍従業員の雇用の特殊性にかんがみまして、福祉対策、離職対策等の充実に要する経費であります。二十三億三千二百百万円を計上しております。おもなものといたしましては、特別給付金の増額、沖縄における福祉会館の建設、離職対策センターへの補助、健康保険組合への補助等であります。

また、特定国有財産整備特別会計には、歳出予算百二十億一千二百百万円、国庫負担行為百五十三億九千八百万円を計上しております。このおもな内容は、関東空軍施設、また横浜横浜住宅地区の移設等があるわけでございます。以上をもちまして防衛施設庁関係の昭和四十九年度予算に関する補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(寺本広作君) 本件に関する本日の調査はこの程度といたします。
速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(寺本広作君) 速記を起こして。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十二分散会

十二月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の改善に関する請願(第一号)
一、原水爆禁止に関する請願(第九号)(第一一
号)(第二三三号)(第三五五号)

第二号 昭和四十八年十二月一日受理
軍人恩給の改善に関する請願
請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿見島
県議会議員 佐多宗一

紹介議員 柴立 芳文君
旧軍人軍属及び遺族等の恩給について現状をよくは握され、次の事項の改善を実施されたい。

一、仮定俸給における旧文官との格差を完全に正すること。
二、加算年の金額計算算入適用年齢を「六十歳

以上」までに引き下げる。

三、加算資格者の恩給に対する加算減算を完全に撤廃すること。

四、一時恩給を兵に對しても支給するとともに一時恩給のベースを支給時のものに改めること。

五、普通恩給受給者及び扶助料受給者に対する老齢福祉年金の併給制限を撤廃すること。

理由 旧軍人軍属及び遺族に対する恩給処遇については、昭和二十八年以来逐年改善されてきたが、現在の経済情勢の動向、国民生活水準の向上等から、軍人恩給等受給者の生活はますます困難となつてゐる。

第九号 昭和四十八年十二月一日受理
原水爆禁止に関する請願
請願者 広島市大手町四ノ五ノ六 竹内武

紹介議員 鈴木美枝子君
原水爆禁止に關し、次の事項の実現を圖られたい。

一、核兵器を「作らず、持たず、持ち込まず」の非核三原則を法文化すること。

一、日本政府は、すべての国の政府のあいだで核兵器の実験、製造、貯蔵を完全に禁止する協定を結ぶよう呼びかけ、その成立のため努力すること。

一、日本政府は、当面直ちに国際的な核兵器使用禁止協定を結ぶよう努力すること。

理由 昭和二十年八月広島・長崎での原子爆弾は、約三十万人の人々を殺し、生き残った三十三万人の被爆者は、以後放射能障害と貧困、精神的不安の悪循環の中に生きつづけてきた。そして多くの肉親の死や自分たちの苦しみ、世界に再びこのような兵器を製造、実験、貯蔵、使用しない決意をつくり出すために役立つことを唯一の願いとしてきた。今や世界各国の核保有量は、ゆくに人類全部を十数度も絶滅させるに達し、被爆国日本で

さえも、米軍の核基地化、日本自身の核武装が大きな問題となつてゐる。

第一号 昭和四十八年十二月三日受理
原水爆禁止に関する請願
請願者 東京都中野区弥生町六ノ二ノ二二
五 藤平典外四百名

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三号 昭和四十八年十二月四日受理
原水爆禁止に関する請願
請願者 東京都立川市富士見町一ノ四ノ三

紹介議員 岡本 悟君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三五五号 昭和四十八年十二月五日受理
原水爆禁止に関する請願(四通)
請願者 神戸市長田区重池町一丁目市住三
五四号 宮崎幸子外六百二十三名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

十二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、非核三原則の立法化等に関する請願(第六九号)(第七〇号)(第七一号)(第七二号)(第七三三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)(第七七号)(第七八号)(第七九号)

一、金鶏勲章叙賜者処遇に関する請願(第二二一
号)

一、原水爆禁止に関する請願(第一三三三号)(第一四八号)(第一九八号)

一、恩給・共済年金の改善に関する請願(第一七二一
七二一)

第六九号 昭和四十八年十二月七日受理

非核三原則の立法化等に関する請願

請願者 宮城県仙台市富沢字泉崎浦一〇ノ

三 鈴木晴男外三千六百九十五名

紹介議員 岩間 正男君

世界の平和と安全のため、次の措置を講ぜられた

い。

一、「核兵器をつくらず、もたず、もちこませず」

の非核三原則を保障する立法を行うこと。と

くに、この立法措置を在日米軍に適用するた

め、それを保障する査察など効果的措置を講

ずること。

二、核兵器の完全禁止（使用、実験、製造、貯

蔵、配備、展開の禁止）、さしあたり核兵器使

用禁止の国際協定実現を、各国政府と国連に

求める決議を行うこと。

第七〇号 昭和四十八年十二月七日受理

非核三原則の立法化等に関する請願

請願者 札幌市東区北三条東八丁目 横

山三枝子外二千二百三十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第七一號 昭和四十八年十二月七日受理

非核三原則の立法化等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区白砂町三ノ四六

田中清外四千六百七名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第七二號 昭和四十八年十二月七日受理

非核三原則の立法化等に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近小出島 唐木

一平外三千三百五名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第七三號 昭和四十八年十二月七日受理

非核三原則の立法化等に関する請願

第七四號 昭和四十八年十二月七日受理

非核三原則の立法化等に関する請願

請願者 京都市左京区田中春菜町七春菜

内 岩崎みさ子外四千二百六十九

名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第七四號 昭和四十八年十二月七日受理

非核三原則の立法化等に関する請願

請願者 北九州市門司区大久保三丁目 高

崎静江外二千七百五十名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第七五號 昭和四十八年十二月七日受理

非核三原則の立法化等に関する請願（二通）

請願者 北九州市門司区風師四ノ七ノ三八

白井喜久男外三千五百五十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第七六號 昭和四十八年十二月七日受理

非核三原則の立法化等に関する請願

請願者 札幌市東区北三条東二丁目 諸

永洋外千九百九十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第七七號 昭和四十八年十二月七日受理

非核三原則の立法化等に関する請願（二通）

請願者 山梨県甲府市屋形一ノ六ノ二二

山本滋治外三千二百二十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第七八號 昭和四十八年十二月七日受理

非核三原則の立法化等に関する請願（二通）

請願者 北九州市戸畑区中原西三ノ三ノ一

六 大村美智子外二千九百九十九

名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第七九號 昭和四十八年十二月七日受理

非核三原則の立法化等に関する請願（二通）

請願者 北九州市門司区丸山一ノ一四ノ七

上霜ヒノ外五千三十名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第八〇號 昭和四十八年十二月十日受理

金鶏勲章叙賜者処遇に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ八ノ一

九日本金鶏連合会東京支部内

大木堅造

紹介議員 安井 謙君

金鶏勲章制度制定の原点と廃止の時点に思いを致

し国家信義に基づき、時宜に適した方法により速

やかに恩典を復元するとともに、昭和十五年四月

二十九日以後昭和二十年八月十五日終戦時までの

金鶏勲章叙賜者（上奏御裁可を得た者を含む）に対

しても昭和三十八年四月一日の生存者と同様の処

遇（銀杯贈与）を与えられた。（資料添付）

理由

年金受給者に対しては、昭和四十一年十二月金十

万円を、一時賜金者に対しては、昭和四十六年六

月銀杯を贈与されたが、金鶏勲章制度そのものは

廃止されたままである。軍人恩給、傷病軍人の増

加恩給、年金、公務扶助料等は逐次改善されつつ

ある今日、最も国家に功労のあつた殊勲者のみが

冷遇されて居ることは国家将来のためにも由々し

き重大事と言わざるを得ない。

第一三三號 昭和四十八年十二月十日受理

原水爆禁止に関する請願

請願者 東京都足立区西新井本町二ノ二四

ノ二 鈴木隆外八百名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一四八號 昭和四十八年十二月十一日受理

原水爆禁止に関する請願

請願者 静岡県浜松市東伊場一ノ一九ノ五

杉山秀夫外六十四名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一四九號 昭和四十八年十二月十二日受理

原水爆禁止に関する請願

請願者 静岡市田町三ノ五五 中野藤一外

四十名

紹介議員 斎藤 寿夫君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一五一號 昭和四十八年十二月十一日受理

恩給・共済年金の改善に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字寺子乙

三、九三二 相馬駒之助外二十六

名

紹介議員 船田 謙君

公務員の恩給・共済年金制度の特殊性を尊重した

老後を託するに足る額がいのある年金を確立す

るため、速やかに、次の事項の実現を図られた

い。

一、現行制度による恩給・共済年金の給付水準

は低額に過ぎるので、政府が企図している厚

生年金の額の大額な引き上げ措置にもかんが

み、給付水準の引き上げを図り、その引き上

げ幅に相対して既裁定の恩給・共済年金額を

増額すること。

二、恩給・共済年金の改善は、現職公務員給与に

スライドして改定するよう法制化すること。

三、スライド制実施の前提条件として、退職年

次による年金額の著しい格差を完全に是正す

ること。

四、共済年金の最低保障額を大幅に引き上げる

とともに、恩給及び旧退職年金についても同

程度まで引き上げること。

五、遺族に対する給付は、これを半額とせず、

少なくとも三分の二以上とするほか、子(学生を含む)の保有数に應ずる加給を行うこと。
六、老齢者に対する厚遇の処置を考慮すること。
七、恩給・共済年金受給者の医療を確保するため、退職後も現職公務員の医療給付制度の適用が受けられる措置を講ずること。

理由

公務員の恩給・共済年金制度は、公務員の退職又は死亡の後における本人及びその扶養者の生活を維持することを目的として設けられているにもかかわらず、今回政府が大幅な引き上げを企図している厚生年金保険の年金水準に比して著しく不利なものとなる。即ち、とりわけ市町村職員の二十年の組合員期間を有する組合員の四十六パーセントは厚生年金水準を下回り、また、年金受給者のうち、退職年金について二十四パーセント、遺族年金については実にその九十パーセントが最低保障の適用を受けざるを得ないという極めてめづまれない窮状にある。更に、ここ数年來、政策的に恩給・共済年金の増額改定が行われているが、この改定の基礎となる仮定給料水準は、現職公務員給与水準に比べ相当の格差が生じている。即ち、今日の社会的、経済的諸情勢によつて、現職公務員の給与或いは一般民間賃金は年金の改定で、そのつど引き上げられているのに対し、恩給・共済年金の改定は、国家予算の制約、改定内容の不備等によつて取り残され、ますますその実質的価値の低落を招来する結果となり、他に収入のない恩給・共済年金受給者の生活は、今や深刻な脅威にさらされている。

一月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
- 一、環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
- 一、中小企業庁設置法の一部を改正する法律案
- 一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第五條に次の一項を加える。
2 原子力局に、安全部を置く。
第九條に次の一項を加える。
2 安全部においては、前項第四号、第六号及び第十三号に掲げる事務並びに第十四号に掲げる事務のうち原子力利用に関する安全の確保に関する事務をつかさどる。

第十三條第四項中「一人」を「二人」に改める。
附則
この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。
環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第五條の次に次の一項を加える。
第五條の二 企画調整局に、環境保健部を置く。

2 環境保健部においては、第四條第二十六号に規定する事務、公害に係る健康被害の原因の科学的究明に関する事務(他の局及び附属機関の所掌に属するものを除く)及びこれらの事務の実施に関連して必要な同条第三十一号に規定する事務(公害に係る健康被害の原因の科学的究明に関する事務を除く)並びに公害健康被害補償不服審査会の庶務に関する事務をつかさどる。
(行政管理庁設置法の一部改正)
第二條 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第三條の二第二項中「を分掌する」を「のほか、

環境庁の所掌事務のうち当該所掌事務に関する調査並びに資料の収集及び整理並びに環境庁の所掌行政に関する相談に関する事務を分掌する」に改め、同条第九項中「長官」を「行政管理庁長官」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「外」を「ほか」に、「長官」を「行政管理庁長官」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7 前項の部のほか、関東管区行政監察局及び近畿管区行政監察局に、総務部を置く。
第三條の二第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 第二項の事務のうち環境庁の所掌事務に係る事務については、環境庁長官が管区行政監察局長の長を指揮監督する。
第三條の三第二項中「を分掌する」を「のほか、環境庁の所掌事務のうち当該所掌事務に関する調査並びに資料の収集及び整理並びに環境庁の所掌行政に関する相談に関する事務を分掌する」に改め、同条第五項中「長官」を「行政管理庁長官」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 第二項の事務のうち環境庁の所掌事務に係る事務については、環境庁長官が沖繩行政監察事務所の長を指揮監督する。
附則
この法律は、昭和四十九年七月一日から施行する。ただし、第一條の規定中公害健康被害補償不服審査会の庶務に係る部分は、公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第一百一十一号)の施行の日から施行する。

環境庁の所掌事務のうち当該所掌事務に関する調査並びに資料の収集及び整理並びに環境庁の所掌行政に関する相談に関する事務を分掌する」に改め、同条第九項中「長官」を「行政管理庁長官」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「外」を「ほか」に、「長官」を「行政管理庁長官」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7 前項の部のほか、関東管区行政監察局及び近畿管区行政監察局に、総務部を置く。
第三條の二第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 第二項の事務のうち環境庁の所掌事務に係る事務については、環境庁長官が管区行政監察局長の長を指揮監督する。
第三條の三第二項中「を分掌する」を「のほか、環境庁の所掌事務のうち当該所掌事務に関する調査並びに資料の収集及び整理並びに環境庁の所掌行政に関する相談に関する事務を分掌する」に改め、同条第五項中「長官」を「行政管理庁長官」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 第二項の事務のうち環境庁の所掌事務に係る事務については、環境庁長官が沖繩行政監察事務所の長を指揮監督する。
附則
この法律は、昭和四十九年七月一日から施行する。ただし、第一條の規定中公害健康被害補償不服審査会の庶務に係る部分は、公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第一百一十一号)の施行の日から施行する。

中小企業庁設置法の一部を改正する法律案
中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項中「の外、左の通り」を「のほか、次のとおり」に改め、第三號の次に次の一号を加える。
三の二 中小企業の経営に関する相談、中小企業に関する行政に関する苦情等につき必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。
第三條第一項第四号中「を、あつせんを」のあつせんをする」に改め、同項第六号中「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項に次の一号を加える。
十 前各号に掲げるもののほか、中小企業に關し他の行政機關の所掌に属しない事務に關すること。
第四條第一項中「左の二部」を「次の三部」に、「指導部」を「指導部」に改め、同条第二項に項番号を付し、同項中「前条第一項第一号及び第三号」を「前条第一項第三号及び第十号」に、「並びに同条第一項第八号」を、「同条第一項第一号及び第三号の二に規定する事務のうち小規模企業部の所掌に属するもの以外のもの並びに同項第八号」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。
3 計画部においては、前条第一項第四号、第四號の二、第四號の三、第四號の三、第四號の四から第五號の三まで、第七號の三、第七號の五及び第七號の六に規定する事務、同項第八號に規定する事務のうち金融制度及び税制に關すること並びに同条第五項から第七項までに規定する事務のうち下請取引に關することをつかさどる。
4 指導部においては、前条第一項第二號、第二號の二及び第九號並びに同条第八項及び第九項に規定する事務、同条第一項第六號から第七號までに規定する事務のうち小規模企業部の所掌に属するもの以外のもの並びに同条第五項から第七項までに規定する事務のうち計画部の所掌に属するもの以外のものをつかさどる。
第四條に次の一項を加える。

5 小規模企業部においては、前条第一項第二号の三、第四号の二の二、第四号の三の二、第七号の二及び第七号の四に規定する事務、同項第一号及び第三号の二に規定する事務のうち中小小売商業及び中小サービス業並びにこれら以外小規模企業に関する事務のうち同項第六号から第七号までに規定する事務のうち中小小売商業及び中小サービス業に関するものをつかさどる。

附則
この法律は、昭和四十九年七月一日から施行する。

運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項の表中「沖繩海員学校」を「石川市」を「沖繩海員学校」石川市
「を」を「波方海員学校」愛媛県越智郡波方町に改める。

第五十五条の八第一項の表中「福岡航空交通管制部」福岡市「を」福岡航空交通管制部「福岡市」に改める。

第八十一条第一項の表中「亀田市」を「函館市」に改める。

附則

この法律中、第八十一条第一項の改正規定は公布の日から、第三十七条第二項の改正規定は昭和四十九年四月一日から、第五十五条の八第一項の改正規定は同年五月一日から施行する。

一月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、原水爆禁止に関する請願（第二八三三号）
一、恩給・共済年金の改善に関する請願（第四九四号）（第五三八号）

第二八三三号 昭和四十八年十二月十七日受理
原水爆禁止に関する請願
請願者 山梨県韮崎市韮崎町祖母石一、五三三〇二 奥石和雄外百九十六名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四九四号 昭和四十八年十二月二十六日受理
恩給・共済年金の改善に関する請願
請願者 札幌市南区澄川二条二丁目 貝田 信二外十五万二千四百五十八名

紹介議員 内藤三郎君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。

第五三八号 昭和四十八年十二月二十八日受理
恩給・共済年金の改善に関する請願
請願者 熊本県芦北郡芦北町大字湯浦一七四 宮島登美男外六十二名

紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。

一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「一億二千二百万円」を「一億三千四百万円」に改める。

第八八条中「千万円」を「千二百万円」に改める。

附則

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

件を付託された。
一、総理府設置法の一部を改正する法律案
一、法務省設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十條中「国立公文書館」の下に「、迎賓館」を加える。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第十一條の次に次の一條を加える。

（迎賓館）
第十二條 迎賓館は、国費及びこれに準ずる資客の宿泊等に関する接遇を行う機関とする。

2 迎賓館に館長を置く。
3 館長は、内閣総理大臣の命を受け、館務を掌理する。

4 迎賓館は、東京都に置く。
5 迎賓館の内部組織は、総理府令で定める。

附則
附則第四項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第四項中「民事行政部」の下に「（東京法務局については、民事行政第一部及び民事行政第二部とする。）」を加える。

第十三条の十一第二項中「通り」とし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十二の通りとする」を「とおりとする」に改め、同条第三項中「及び出張所の」を「の内部組織並びに出張所の名称、位置及び」に改める。

別表三函館地方法務局の項中「亀田市」を削る。
別表十二を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の二第四項の改正規定は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第七項中「懲戒機関」の下に「、入国管理事務所の出張所」を加える。

二月一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、靖国神社の国家管理反対に関する請願（第八三九号）（第八四〇号）（第八四一号）（第八四二号）（第八四三号）（第八四四号）（第八四五号）（第八四六号）（第八四七号）（第八四八号）（第八四九号）

第八三九号 昭和四十九年一月二十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市台の原一ノ七ノ一六 津久井伸一外七十四名

紹介議員 岩間 正男君
靖国神社を国家管理にする法律を作らないよう要請する。

理由
靖国神社国家管理の立法は、日本国憲法の信教の自由（第二十條）を犯し、特定宗教に対する国家の経済援助の禁止（第八十九條）規定に違反する。また、国家の宗教干渉は、国民の思想と良心の自由（第十九條）を圧迫し、思想統制への道を開くものである。

第八四〇号 昭和四十九年一月二十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 札幌市中央区南一条西二三丁目 藤原弘道外八十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八四一号 昭和四十九年一月二十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市本町二ノ二六ノ三
石井鏡子外二十四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八四二号 昭和四十九年一月二十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区柴又町一ノ四ノ九
吉岡左太彦外二十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八四三号 昭和四十九年一月二十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 滋賀県高島郡高島町大字高島 西
川市太郎外四十七名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八四四号 昭和四十九年一月二十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市南塚口町二ノ三四ノ
三 山崎英穂外百七名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八四五号 昭和四十九年一月二十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 高知県長岡郡大豊町西峰 渡辺昭
子外二十七名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八四六号 昭和四十九年一月二十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 埼玉県草加市松原二ノB三ノ四
〇一 井口亮外七十三名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八四七号 昭和四十九年一月二十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 東京都保谷市新町一六ノ二 相沢
末子外百六名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八四八号 昭和四十九年一月二十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 熊本県菊池市隈府一八三 黒田衣
子外二十四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八四九号 昭和四十九年一月二十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 熊本市西原二ノ三〇ノ一三 井上
吉男外十名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六
十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「百分の六十五」を「百分の
七十五」に改める。

第二十八条第一項中「定の」を「定め」に、
「本条」を「この条」に、「左の」を「次の」に改
め、同項各号を次のように改める。

め、同項各号を次のように改める。

一 自衛隊法第三十六條第一項の規定により任
用された者 任用期間が二年である者にあつ
ては百日 任用期間が三年である者にあつて
は百五十日

二 自衛隊法第三十六條第四項の規定により一
回任用された者 二百日

三 自衛隊法第三十六條第四項の規定により二
回任用された者 百五十日

四 自衛隊法第三十六條第四項の規定により三
回以上任用された者 七十五日

第二十八條第二項中「定」を「定め」に、「左の
各号の」を「次の各号に掲げる場合のいづれ
か」に、「四日」を「前項第一号に掲げる者
にあつては四日、同項第二号に掲げる者にあつては六日、同
項第三号に掲げる者にあつては三日」に、「傷
疾病に因り」を「傷病により」に改め、同条第三
項を次のように改める。

3 任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十
六條第四項の規定により任用された場合又は同
条第五項の規定によりその任用期間を延長され
た場合には、当該任用前又は当該延長前の任用
期間が経過した日をもつて退職したものとな
し、当該隊員に第一項の規定による退職手当を
支給する。

第二十八條第四項を削り、同条第五項中「定」
を「定め」に、「場合の」を「場合のいづれか」
に改め、「第三項の規定による退職手当の外」を
削り、「四日」を「八日」に改め、同項を同条第
四項とし、同条第六項中「前五項」を「前四項」
に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中
「本条」を「この条」に、「左の各号の」を「次の
各号のいづれか」に改め、同項を同条第六項とす
る。

第二十八條の二第二項中「勤続し停年」を「勤
続し定年」に改め、同条第三項中「同条第七項各
号の」を「同条第六項各号のいづれか」に、「仮
りに」を「仮に」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十九年七月一日から施行
する。ただし、第十六條第三項の改正規定は、
同年四月一日から施行する。

（退職手当の特例に関する経過措置）
2 昭和四十九年七月一日（以下この項において
「施行日」という。）に現在に在職する自衛官のう
ち、施行日前に自衛隊法（昭和二十九年法律第
百六十五号）第三十六條第四項の規定により任
用された者で次の各号のいづれかに掲げる者に
対するこの法律による改正後の防衛庁職員給与
法（以下この項において「新法」という。）第二
十八條第一項又は第二項の規定による退職手当
の額の算定については、これらの規定により退
職又は死亡当時の俸給日額に乘すべき日数は、
これらの規定にかかわらず、この法律による改
正前の防衛庁職員給与法第二十八條第一項又は
第二項の規定による日数に、当該各号に定める
日数を加えた日数とする。

一 新法第二十八條第一項第二号に掲げる者
昭和四十九年七月からその者が退職し、又は
死亡した日の属する月までの月数に應じ一月
につき四日

二 新法第二十八條第一項第三号に掲げる者
昭和四十九年七月からその者が退職し、又は
死亡した日の属する月までの月数に應じ一月
につき二日

（政令への委任）
3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に
関し必要な事項は、政令で定める。

二月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員共済組合法による年金法施行時
の不均衡是正に関する請願（第八七八号）

第八七八号 昭和四十九年一月二十五日受理
国家公務員共済組合法による年金法施行時の不均

むした公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、その年額の計算の基礎となつて
いる俸給年額に一・一五三を乗じて得た額（そ
の額に、五十円未満の端数があるときはこれを
切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある
ときはこれを百円に切り上げる。）を退職又は死
亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及
び法律第五十五号附則の規定によつて算出し
て得た年額に改定する。

2 公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれら
の者の遺族に給する普通恩給又は扶助料で、恩
給法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法
律第八十号）附則第三条ただし書（同法附則第
二条第二項において準用する場合を含む。以下
同じ。）の規定によりその年額を改定されたもの
については、昭和四十九年十月分以降、その年
額を、同法附則（第三条ただし書を除く。）及び
恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年
法律第六十号）附則の規定を適用したとしたな
らば昭和四十九年九月三十日において受けるこ
ととなる恩給の年額の計算の基礎となるべき俸
給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給
年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、
改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規
定によつて算出して得た年額に改定する。この
場合において、当該年額が、これらの者の昭和
四十九年九月三十日において受ける恩給の年額
の計算の基礎となつていた俸給年額に一・一五
三を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端
数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百
円未満の端数があるときはこれを百円に切り上
げる。）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし
て改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の
規定によつて算出して得た年額より少ないとき
は、一・一五三を乗じて得た額より算出した年
額をもつて改定年額とする。

（傷病恩給等に関する経過措置）
第三条 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。）
については、昭和四十九年十月分以降、その年
額（恩給法第六十五条第二項から第六項までの
規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩
給法別表第二号表の年額に改定する。
第四条 昭和四十九年九月三十日以前に給与事由
の生じた傷病賜金の金額については、なお従前
の例による。
第五条 第七項の増加恩給については、昭和四
十九年十月分以降、その年額（法律第五十五
号附則第二十二條第三項ただし書において準用
する恩給法第六十五条第二項から第五項までの
規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法
律第五十五号附則別表第四の年額に改定す
る。
第六条 傷病年金については、昭和四十九年十
月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除
く。）を、改正後の法律第五十五号附則別表第
五の年額に改定する。
第七条 特別傷病恩給については、昭和四十九
年十月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正
する法律（昭和四十六年法律第八十一号）以下
「法律第八十一号」という。）附則第十三條第三項
及び第四項の規定による加給の年額を除く。）
を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二
項に規定する年額に改定する。
第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、
傷病年金又は特別傷病恩給については、昭和四
十九年十月分以降、その加給の年額を、四万二
千円に改定する。

2 恩給法第六十五条第二項に規定する扶養家族
に係る年額の加給をされた増加恩給又は特別傷
病恩給については、昭和四十九年十月分以降、
その加給の年額を、当該扶養家族の一人につき
四千八百円（そのうち二人までは、一人につき
一万二千円）として算出して得た年額に改定す
る。
第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助
料については、昭和四十九年十月分以降、その
加給の年額を、扶養遺族の一人につき四千八百
円（そのうち二人までは、一人につき一万二千

円）として算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）
第十条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者
の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、
昭和四十九年十月分以降、その年額を、改
正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸
給年額（同法附則第十三條第二項に規定する普
通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年
額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄
に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額
とみなし、同法附則及び改正後の旧軍人等の遺
族に対する恩給等の特例に関する法律の規定に
よつて算出して得た年額に改定する。
（法律第五十五号附則第四十二條の改正等に
伴う経過措置）

第十一条 改正後の法律第五十五号附則第四十
二條（同法附則第四十三條及び第四十三條の二
において準用する場合を含む。）又は第四十五條
の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員
としての在職年の計算において新たに加えられ
るべき年数を有することとなる者に係る普通
恩給又は扶助料については、昭和四十九年十
月分以降、その年額を、改正後の恩給法及び法
律第五十五号附則の規定によつて算出して得た
年額に改定する。
（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特
別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措
置）

第十二條 改正後の元南西諸島官公署職員等の身
分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十
八年法律第五十六号）第十條の四の規定によ
り普通恩給の基礎となるべき公務員としての在
職年の計算において新たに加えられるべき期間
を有することとなる者に係る普通恩給又は扶助
料については、昭和四十九年十月分以降、その
年額を、同法の規定によつて算出して得た年額
に改定する。
（高齢者等の恩給年額についての特例）
第十三條 七十歳以上の者又は増加恩給、傷病年

金若しくは特別傷病恩給を受ける七十歳未満の
者に給する普通恩給及び七十歳以上の者又は七
十歳未満の妻若しくは子に給する扶助料の年額
の算定の基礎となる普通恩給で、その基礎在職
年に算入されている実在職年の年数が普通恩給
についての最短恩給年限を超えるものの年額
は、昭和四十九年十月分以降、その年額（恩給
法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律
第二百一十一号）附則第八條第一項の規定によ
り同項の表の下欄に掲げる額をもつてその年額と
されている普通恩給及び扶助料については、同
項の規定を適用しないこととした場合の普通恩
給及び扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩
給の額）に、当該恩給の基礎在職年に算入され
ている実在職年の年数が普通恩給についての最
短恩給年限を超える一年ごとに、その年額の計
算の基礎となつていた俸給年額の三百分の一に
相当する金額を加えた額とする。
（教育職員等の勤続在職年についての加給に関
する特例）
第十四條 普通恩給で、次の各号に掲げる公務員
としての在職年をそれぞれ当該各号に掲げる学
校の教育職員としての在職年とみなし、恩給法
の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八
十七号）以下「法律第八十七号」という。）によ
る改正前の恩給法第六十二條第三項若しくは第
四項、法律第五十五号による改正前の法律第八
十七号附則第十條、法律第五十五号附則第三
十九條又は恩給法等の一部を改正する法律（昭
和四十五年法律第九十九号）附則第十一條の規
定を適用したとしたならば、これらの規定によ
り勤続在職年についての加給が付けられること
となるものについては、これらの規定の例によ
り加給する。
一 法律第八十七号による改正前の恩給法第六
十二條第三項に規定する学校（以下「第三項の
学校」という。）の教育職員（教育職員とみなさ
れる者を含む。以下同じ。）が引き続き同条第
四項に規定する学校（以下「第四項の学校」と

いう。の教育職員となつた場合又は第四項の学校の教育職員が引き続き第三項の学校の教育職員となつた場合における第三項の学校の教育職員としての在職年 第四項の学校
二 公立師範学校附属小学校の教育職員としての在職年 第三項の学校
三 第三項の学校（師範学校に附属する小学校その他これに相当する学校を含む。）において教育事務に従事した文官としての在職年 第三項の学校
四 第四項の学校（高等師範学校に附属する中等学校その他これに相当する学校を含む。）において教育事務に従事した文官としての在職年 第四項の学校

2 前項の規定により加給される普通恩給又は扶助料については、昭和四十九年十月分以降、その年額を、改正後の恩給法、法律第百五十五号附則及び同項の規定によつて算出して得た年額に改定する。
（職権改定）
第十五条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十一条、第十二条及び前条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。
（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十六条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十九年九月三十日以前に給付事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表

恩給年額の計算の基礎となつて 俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
二四四、一〇〇円	三〇二、二〇〇円
二五一、〇〇〇円	三一〇、七〇〇円
二五六、八〇〇円	三一七、九〇〇円
二六五、一〇〇円	三二八、二〇〇円
二七〇、一〇〇円	三三四、四〇〇円
二七九、五〇〇円	三四六、〇〇〇円
二九三、一〇〇円	三六二、九〇〇円
三〇七、三〇〇円	三八〇、四〇〇円
三二一、二〇〇円	三九七、六〇〇円
三三五、五〇〇円	四一五、三〇〇円
三四九、六〇〇円	四三一、八〇〇円
三六四、〇〇〇円	四五〇、六〇〇円
三七三、〇〇〇円	四六一、八〇〇円
三八二、〇〇〇円	四七二、九〇〇円
三九二、五〇〇円	四八五、九〇〇円
四〇七、三〇〇円	五〇四、二〇〇円

四二〇、一〇〇円	五二〇、一〇〇円
四三二、〇〇〇円	五三四、八〇〇円
四四六、五〇〇円	五五二、八〇〇円
四六一、一〇〇円	五七〇、八〇〇円
四七七、一〇〇円	五九〇、六〇〇円
四九三、一〇〇円	六二〇、五〇〇円
五一三、一〇〇円	六三五、二〇〇円
五二五、七〇〇円	六五〇、八〇〇円
五四二、一〇〇円	六七一、一〇〇円
五五七、九〇〇円	六九〇、七〇〇円
五八九、七〇〇円	七三〇、〇〇〇円
五九八、一〇〇円	七四〇、四〇〇円
六二二、四〇〇円	七七〇、五〇〇円
六五四、八〇〇円	八一〇、六〇〇円
六九〇、五〇〇円	八五四、八〇〇円
七〇八、七〇〇円	八七七、四〇〇円
七二六、一〇〇円	八九八、九〇〇円
七五一、〇〇〇円	九二九、七〇〇円
七六五、六〇〇円	九四七、八〇〇円
八〇八、一〇〇円	一、〇〇〇、四〇〇円
八二九、一〇〇円	一、〇二六、四〇〇円
八五一、一〇〇円	一、〇五三、七〇〇円
八九三、五〇〇円	一、一〇六、二〇〇円
九三六、四〇〇円	一、一五九、三〇〇円
九四七、五〇〇円	一、一七三、〇〇〇円
九八二、九〇〇円	一、二二六、八〇〇円
一、〇三三、〇〇〇円	一、二七八、九〇〇円

一、〇八二、八〇〇円	一、三四〇、五〇〇円
一、一一三、四〇〇円	一、三七八、四〇〇円
一、一四三、四〇〇円	一、四一五、五〇〇円
一、二〇四、一〇〇円	一、四九〇、七〇〇円
一、二六四、九〇〇円	一、五六五、九〇〇円
一、二七六、九〇〇円	一、五八〇、八〇〇円
一、三二五、三〇〇円	一、六四〇、七〇〇円
一、三八六、三〇〇円	一、七一六、二〇〇円
一、四四七、一〇〇円	一、七九一、五〇〇円
一、五〇七、五〇〇円	一、八六六、三〇〇円
一、五四五、五〇〇円	一、九一三、三〇〇円
一、五八六、二〇〇円	一、九六三、七〇〇円
一、六六四、四〇〇円	二、〇六〇、五〇〇円
一、七四三、五〇〇円	二、一五八、五〇〇円
一、七八三、四〇〇円	二、二〇七、八〇〇円
一、八二一、九〇〇円	二、二五五、五〇〇円
一、九〇〇、五〇〇円	二、三五一、八〇〇円
一、九三六、三〇〇円	二、三九七、一〇〇円
一、九七九、〇〇〇円	二、四五〇、〇〇〇円
二、〇五七、三〇〇円	二、五四六、九〇〇円
二、一四三、〇〇〇円	二、六五三、〇〇〇円
二、一八七、〇〇〇円	二、七〇七、五〇〇円
二、二二八、七〇〇円	二、七五九、一〇〇円
二、二七一、四〇〇円	二、八一三、二〇〇円
二、三二四、六〇〇円	二、八六五、五〇〇円
二、四〇〇、〇〇〇円	二、九七一、二〇〇円
二、四八五、五〇〇円	三、〇七七、〇〇〇円

二、五二七、七〇〇円	三、一二九、三〇〇円
二、五七一、〇〇〇円	三、一八二、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その年額に一・二三八を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

第七十二回国会内閣委員会会議録第二号中正誤

ページ段行 誤

一 二から終わり 君か 君が 正
三 四二一三述て 述べて
四 二九そこそ そこそこ

昭和四十九年一月二十二日印刷

昭和四十九年一月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E